

**GMEN  
PRESS**

HouseGmen

# 直近の国策

省エネ対策編

オンデマンド  
配信

国土交通省と経済産業省、環境省では、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」で議論を重ねてきた結果のとりまとめを2021年8月23日に公表。同年10月22日に「エネルギー基本計画」が閣議決定されました。

2050年	省エネ	ストック平均で ZEH・ZEB 基準の水準の省エネ性能が確保される
	再エネ	導入が合理的な住宅・建築物において太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入が一般的となる
2030年	省エネ	新築される住宅・建築物について ZEH・ZEB 基準の水準の省エネ性能が確保される
	再エネ	新築戸建住宅の 6 割に太陽光発電設備が導入されている

## ■省エネ対策等の取組の進め方

- ・ 2025年度に住宅を含めた省エネ基準への適合義務化
- ・ 遅くとも2030年までに省エネ基準をZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能（再生可能エネルギーを除いた省エネ性能）に引き上げ・適合義務化
- ・ 将来における設置義務化も選択肢の一つとしてあらゆる手段を検討し、太陽光発電設備の設置促進の取組を進める

## 東京の新築、太陽光発電の設置義務化...都が年度内にも条例改正

2022/05/24 13:07

東京都は、戸建て住宅を含む都内の新築建物に、太陽光パネル設置を義務付ける方針を固めた。有識者らで構成する都環境審議会が24日、義務化を求める中間答申をまとめた。都はパブリックコメント（意見公募）などを経て、年度内にも関連条例を改正する。



住宅に設置された太陽光発電のパネル

2025年4月から太陽光発電設置義務化に関する新たな制度が始まります

わが家は  
発電所



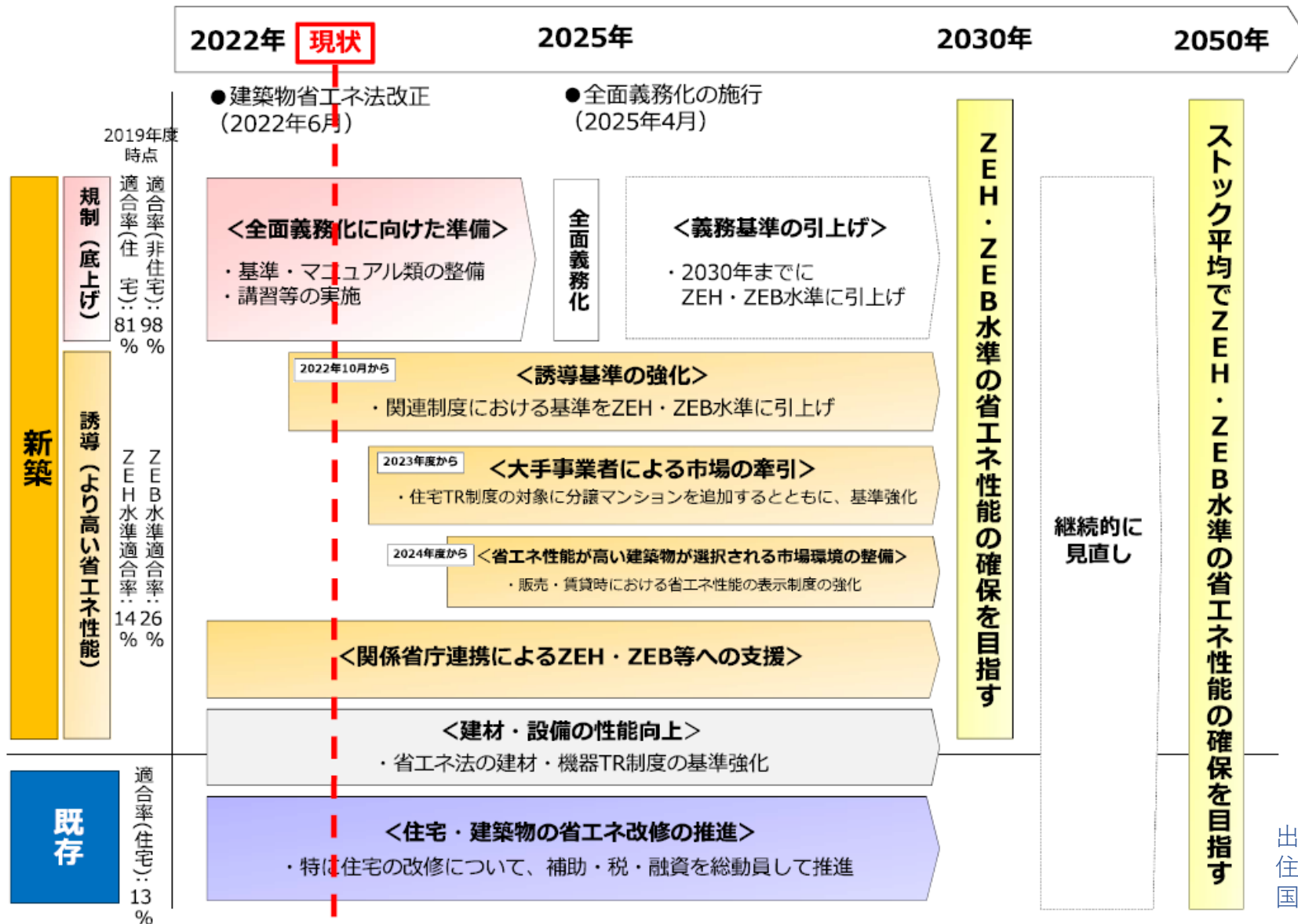
都はエネルギー大消費地の責務として、2030年までに都内の温室効果ガスを50%削減する「カーボンハーフ」の実現に向け、再生可能エネルギーの利用拡大を推進しています。

こうした背景のもと、新築住宅等への太陽光発電設備の設置、断熱・省エネ性能の確保等を義務付ける制度を創設しました。

HTT 電力を  
へらす  
つくる  
ためる  
Tokyo.Tokyo



2022年度	<ul style="list-style-type: none"><li>補助制度における省エネ基準適合要件化</li><li>住宅性能表示制度における多段階の上位等級の運用</li><li>誘導基準・長期優良住宅・低炭素建築物の認定基準を ZEH 基準に引き上げ</li></ul>
2023年度	<ul style="list-style-type: none"><li>フラット 35 における省エネ基準適合要件化</li><li>分譲マンションに係る住宅トップランナー基準の設定（目標 2025 年度）</li></ul>
2024年度	<ul style="list-style-type: none"><li>新築住宅の販売・賃貸時における省エネ性能表示の施行</li><li>既存住宅の省エネ性能表示の試行</li></ul>
2025年度	<ul style="list-style-type: none"><li>住宅の省エネ基準への適合義務化</li><li>住宅トップランナー基準の見直し（目標 2027 年度）</li></ul>
2030年度	<ul style="list-style-type: none"><li>誘導基準への適合率が 8 割を超えた時点で省エネ基準を ZEH 基準（BEI=0.8 及び強化外皮基準）に引き上げ・適合義務付け</li><li>あわせて 2022 年に引き上げた誘導基準等の更なる引き上げ</li></ul>



出所：  
住宅・建築SDGsフォーラム  
国土交通省資料

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」

### ■ 省エネ性能の底上げ 建築物省エネ法

全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

※ 建築確認の中で、構造安全規制等の適合性審査と一体的に実施  
 ※ 中小工務店や審査側の体制整備等に配慮して十分な準備期間を確保しつつ、2025年度までに施行する

	現行		改正	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務 2017.4~	届出義務	適合義務 2017.4~	適合義務
中規模	適合義務 2021.4~	届出義務	適合義務 2021.4~	適合義務
300㎡未満 小規模	説明義務	説明義務	適合義務	適合義務

### ■ ストックの省エネ改修 住宅金融支援機構法

住宅の省エネ改修の低利融資制度の創設 (住宅金融支援機構)

- 対象：自ら居住するための住宅等について、省エネ・再エネに資する所定のリフォームを含む工事
- 限度額：500万円、返済期間：10年以内、担保・保証：なし

### ■ 形態規制の合理化 建築基準法

省エネ改修で設置 高効率の熱源設備 絶対高さ制限

高さを制限等を満たさないことが、構造上やむを得ない場合  
 (市街地環境を書さない範囲で)  
 ⇒ 形態規制の特例許可

### ■ 再エネ設備の導入促進 建築物省エネ法

促進計画 市町村が、地域の实情に応じて、太陽光発電等の再エネ設備\*の設置を促進する区域\*\*を設定

※ 区域は、住民の意見を聴いて設定。 行政区域全体 や 一定の街区等

\* 太陽光発電  
太陽熱利用  
地中熱利用  
バイオマス発電 等

### 再エネ導入効果の説明義務

- ・ 建築士から建築主へ、再エネ設備の導入効果等を書面で説明
- ・ 条例で定める用途・規模の建築物が対象

### 形態規制の合理化 ※新築も対象

促進計画に即して、再エネ設備を設置する場合  
 ⇒ 形態規制の特例許可

太陽光パネル等で屋根をかけると建蔽率(建て坪)が増加↑1

### ■ より高い省エネ性能への誘導 建築物省エネ法

#### 住宅トップランナー制度の対象拡充

【現行】 建売戸建  
注文戸建  
賃貸アパート

【改正】 分譲マンションを追加

#### 省エネ性能表示の推進

- ・ 販売・賃貸の広告等に省エネ性能を表示する方法等を国が告示
- ・ 必要に応じ、勧告・公表・命令

(類似制度) 窓・エアコン等の省エネ性能表示

#### (参考) 誘導基準の強化

低炭素建築物認定・長期優良住宅認定等 [省令・告示改正]

一次エネルギー消費量基準等を強化

	【現行】	【改正】
非住宅	省エネ基準から ▲20%	▲30~40% (ZEB水準)
住宅	省エネ基準から ▲10%	▲20% (ZEH水準)

住宅種別	対象事業者	目標年度	トッパーナー基準	
			外皮基準※1	一次エネルギー消費量基準※2※3
建売戸建住宅	年間 150 戸以上供給	2020 年度	省エネ基準に 適合	省エネ基準に比べて 15%削減
注文戸建住宅	年間 300 戸以上供給	2024 年度		省エネ基準に比べて 25%削減 (当面の間 20% 削減)
賃貸アパート	年間 1,000 戸以上供給	2024 年度		省エネ基準に比べて 10%削減
分譲マンション	年間 1,000 戸以上供給	2026 年度	強化外皮基準に 適合	省エネ基準に比べて 20%削減

※1 目標年度に供給する全ての住宅に対して求める水準

※2 目標年度に供給する全ての住宅の平均に対して求める水準

※3 太陽光発電設備及びコージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む

販売・賃貸事業者が建築物の省エネ性能を広告等に表示することで、消費者等が建築物を購入・賃借する際に、省エネ性能の把握や比較ができるようにする制度です。住まいやオフィス等の買い手・借り手の省エネ性能への関心を高めることで、省エネ性能が高い住宅・建築物の供給が促進される市場づくりを目的としています。

2024年4月以降、事業者は新築建築物の販売・賃貸の広告等（新聞・雑誌広告、チラシ、パンフレット、インターネット広告など）において、省エネ性能の表示ラベルを表示することが必要となります。

**エネルギー消費性能**

- ✓ ★1で省エネ基準適合、さらに★が一つ増えるごとに10%削減（最大★6で50%削減）
- ✓ 太陽光発電の自家消費による削減分をみえる化

**目安光熱費**

- ✓ 設計上のエネルギー消費量と全国統一の燃料単価を用いて、年額の光熱費の目安額を算出
- ✓ 消費者の誤認を招かないよう、実際の光熱費とは異なる旨を注記

**第三者評価**

- ✓ BELS（第三者機関による審査・評価）の取得有無



住宅（住戸）

再エネ設備あり

建築物省エネ法に基づく  
**省エネ性能ラベル**

エネルギー消費性能 ★★★★★

断熱性能 1 2 3 4 5 6 7

太陽光発電（自家消費）分

目安光熱費 **約00.0万円/年**

☑ ZEH水準  
エネルギー消費性能で★3つ（太陽光発電は考慮しない）、かつ断熱性能で5を達成

☑ ネット・ゼロ・エネルギー ZEH  
太陽光発電の売電分も含めてエネルギー収支がゼロ以下を達成

第三者評価 BELS ○○○○○○マンション○○○号室 評価日 2024年6月1日

**再エネ利用設備**

- ✓ 太陽光発電設備等の設置の有無

**断熱性能**

- ✓ 住宅品確法の断熱等性能等級1～7に相当する7段階で表示

**ZEH・ZEB水準**

- ✓ 2030年度以降の新築で確保を目指す性能水準の達成状況

**ネット・ゼロ・エネルギー**

- ✓ 「ZEH」「ZEB」の達成状況（太陽光発電の売電分を含む総量で評価）
- ※第三者評価（BELS）の場合に表示可



住宅版の省エネ性能ラベル（案）



## 制度の概要

○市町村は、基本方針に基づき、建築物への再エネ利用設備の設置の促進を図ることが必要であると認められる区域について、促進計画を作成することができる。



行政区域全体を設定

又は



一定の街区等を設定



※ 住民の意見を踏まえ、気候・立地等が再エネ設備の導入に適した区域を設定。

### 【促進計画に定める事項（法第67条の2第2項）】

- ・ 再エネ利用促進区域の位置、区域
- ・ 設置を促進する再エネ利用設備の種類
- ・ 建築基準法の特例適用要件に関する事項

○再エネ利用設備の種類については、国土交通省令で定める再エネ利用設備（下表はその案）から、市町村が選択

次の再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備	太陽光／風力／水力／地熱／バイオマス
次の再生可能エネルギー源を熱源とする熱を利用するための設備	太陽熱／地熱／雪又は氷その他の自然界に存する熱（大気中の熱及び前出の地熱・太陽熱を除く）／バイオマス

## 計画区域内に適用される措置

### 建築士による再エネ導入効果の説明義務

- ・ 建築主に対し、設置可能な再エネ設備を書面で説明
- ・ 条例で定める用途・規模の建築物が対象

### 市町村の努力義務（建築主等への支援）

- ・ 建築主に対し、情報提供、助言その他の必要な支援を行う  
（例：再エネ利用設備の設置に関する基本的な情報や留意点）

### 建築主の努力義務（再エネ利用設備の設置）

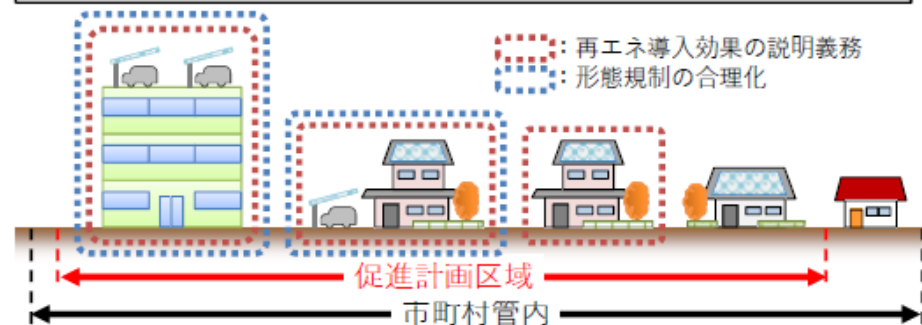
- ・ 区域内の建築主に対し、再エネ利用設備を設置する努力義務

### 形態規制の合理化

- ・ 促進計画に定める特例適用要件に適合して再エネ設備を設置する場合、建築基準法の形態規制について、特定行政庁の特例許可対象とする

### 【特例許可の対象規定（建築基準法）】

- ・ 容積率 ・ 建蔽率
- ・ 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ
- ・ 高度地区内における建築物の高さ



## 全ての新築住宅・非住宅に 省エネ基準適合が義務付けられます

2022(令和4)年6月に公布された『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』(令和4年法律第69号)により、建築物省エネ法が改正され、原則全ての建築物について、**省エネ基準への適合が義務付け**られます。

### 省エネ基準適合見直し**3**つのポイント

1

原則全ての  
新築住宅・非住宅に  
省エネ基準適合が  
義務付けられます

2

建築確認  
手続きの中で  
省エネ基準への  
適合性審査を  
行います

3

2025年4月  
に施行予定  
です

#### ※住宅・建築物の「省エネ基準」

省エネ基準とは、建築物が備えるべき省エネ性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準であり、**一次エネルギー消費量基準**と**外皮基準**からなります。新たに義務化対象となる建築物については**現行省エネ基準が適用**されます。

## Point 1

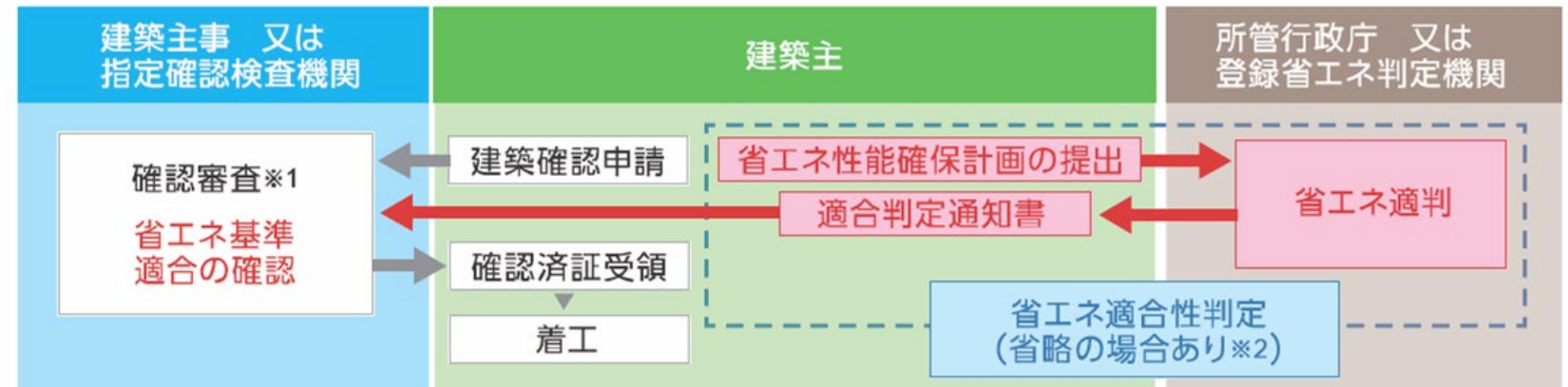
原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けされます。

	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 (2000㎡以上)	適合義務 (2017.4~)	届出義務	➔	適合義務 (2017.4~)	適合義務
中規模	適合義務 (2021.4~)	届出義務		適合義務 (2021.4~)	適合義務
小規模 (300㎡未満)	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

※エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模(10㎡を想定)以下のもの及び、現行制度で適用除外とされている建築物は、適合義務の対象から除く

## Point 2

建築確認手続きで省エネ基準の適合性審査を行います。



- ※1 完了検査時においても省エネ基準適合の検査が行われます。
- ※2 仕様基準を用いるなど審査が比較的容易な場合は、適合性判定は省略されます。

## Point

- ・省エネ基準適合義務制度は、**増改築を行う場合にも対象**となります。  
「増改築」には、修繕・模様替え（いわゆるリフォーム）は含まれません。
- ・増改築の場合は、**増改築を行う部分が省エネ基準に適合**する必要があります。

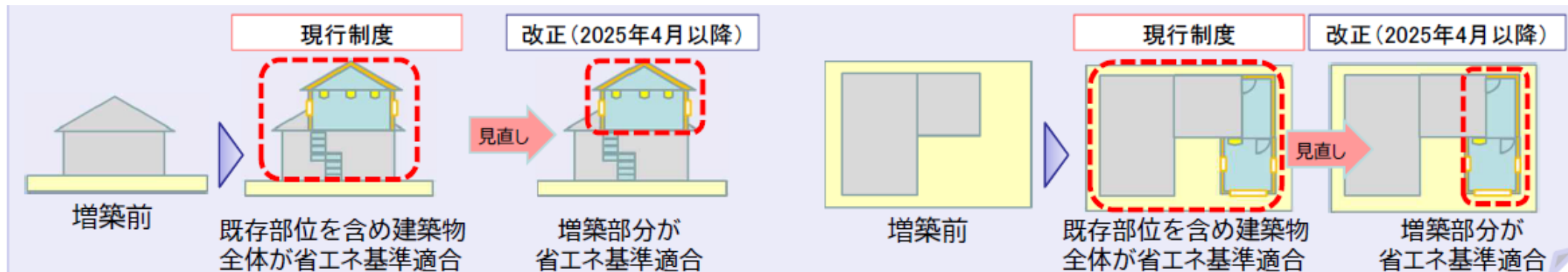
## 増改築の場合の基準適合義務制度の対象となる部分について

現行制度とは異なり、増改築を行う場合は、**増改築を行った部分が省エネ基準に適合する必要があります**。

※増改築部分を含めた建築物全体ではないのでご注意ください。

※修繕・模様替え（いわゆるリフォーム・改修）は省エネ基準適合義務制度の対象ではありません。

### <現行制度からの変更点・省エネ基準適合が必要な部分>



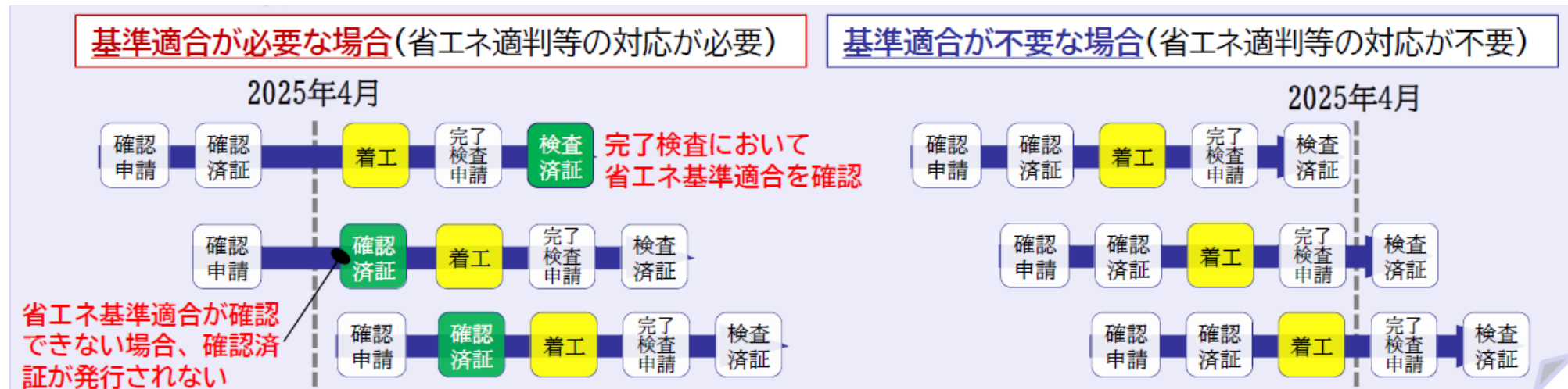
## Point

- 省エネ基準適合義務制度は、**2025年4月※（R7年4月※）**以降に**工事に着手**するものから適用されます。 ※制度施行時期は現時点での予定です。

## 基準適合義務制度の適用について

- 省エネ基準適合義務制度は、**2025年4月※（R7年4月※）**以降に**工事に着手**するものから適用されます。
- このため、**2025年4月以降に工事着手が見込まれる場合は、法施行前から予め省エネ基準に適合した設計としておくことが必要**です。 ※制度施行時期は現時点での予定です。

### < 省エネ基準適合義務制度の適用について >



## 大規模非住宅建築物に係る省エネ基準引き上げについて

2024年4月以降に2,000㎡以上の非住宅建築物の新築・増改築工事に係る省エネ適判申請を行う場合、引き上げ後の省エネ基準が適用されます。

### <大規模非住宅建築物に係る引き上げ後の省エネ基準>

用途	現行省エネ基準[BEI]	引き上げ後省エネ基準[BEI]
工場等	1.0	0.75
事務所等、学校等、ホテル等、百貨店等	1.0	0.80
病院等、飲食店等、集会所等	1.0	0.85

注：2022年10月に非住宅建築物の誘導基準を以下のとおり引き上げ。

事務所等、学校等、工場等：0.6 ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等：0.7

増改築の場合は、2025年4月前後で、省エネ基準適合の方法・基準が変わります。

### <増改築の場合の基準適用、対象>

2024年4月～2025年3月

引き上げ後の基準適用対象となる増改築：

既存部分と増改築部分の合計が2,000㎡以上となる増改築工事  
適合基準：[既存部分+増改築部分]において引き上げ後の基準に適合

2025年4月～

引き上げ後の基準適用対象となる増改築：

増改築部分が2,000㎡以上※  
適合基準：[増改築部分]が引き上げ後の基準に適合

※今後、省令で定める予定

## Point

- ・省エネ基準への適合を確認するためには、**エネルギー消費性能適合判定を受けることが必要**です。
- ・ただし、**住宅**について**仕様基準**に基づき外皮性能及び一次エネルギー消費性能を**評価する場合は、エネルギー消費性能適合性判定は不要**です。  
※この場合、建築確認審査と一体的に省エネ基準への適合性を確認

## 省エネ性能の評価方法について 注：省エネ適判に係る手続き、書類及び計算方法については実践編を参照

### ① エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）

- ✓ **所管行政庁**※又は国土交通大臣の登録を受けた**建築物エネルギー消費性能判定機関**において判定を受けることができます。
- ✓ 判定を受けた結果、省エネ基準への適合が確認された場合は、適合判定通知書が発行されます。
- ✓ この**適合判定通知書**(又はその写し)を、**建築確認申請を行っている機関等へ提出**してください。

※所管行政庁：建築主事を置く市町村の区域は市町村長、それ以外の区域は都道府県知事

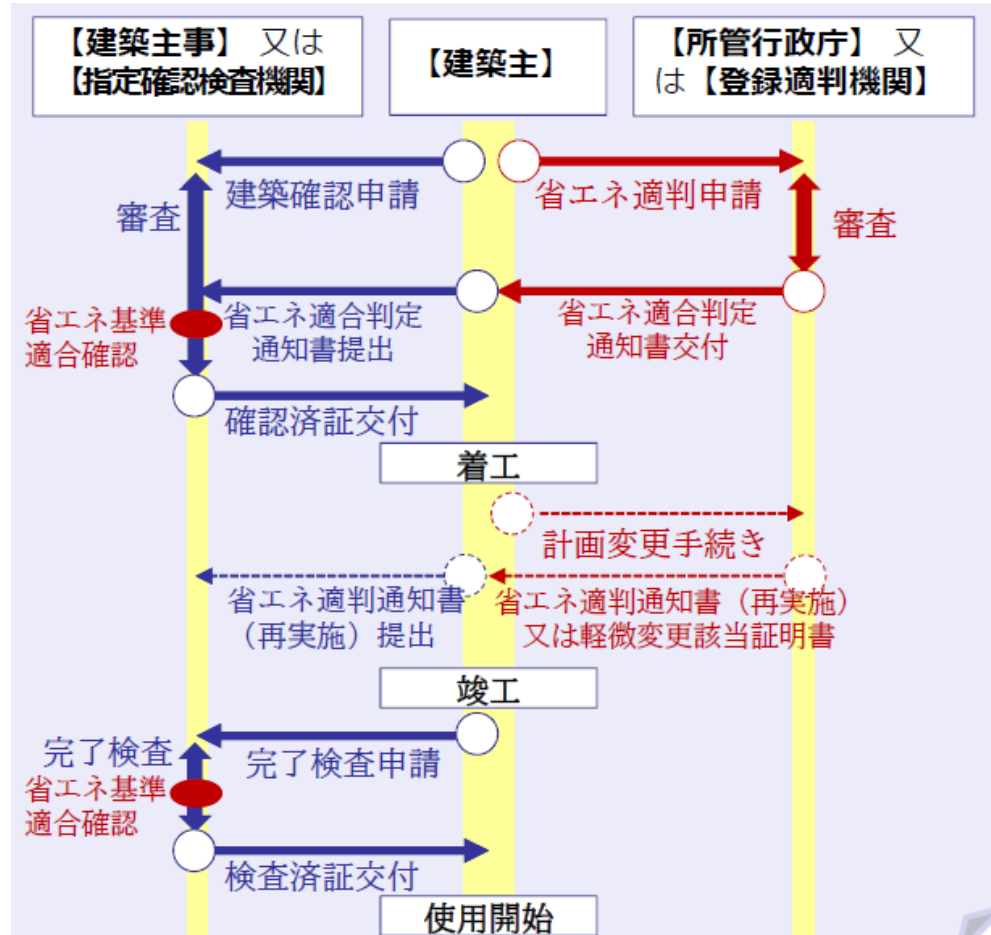
### ② 仕様基準（仕様基準は【住宅】に限ります） ※現時点での予定であり、詳細は省令で定める予定

- ✓ 国土交通省では、**仕様基準**(平成28年国土交通省告示第266号(省エネ基準)、令和4年国土交通省告示第1106号(誘導基準))を定め、**省エネ計算を不要とする省エネ基準適合の方法**を示しています。
- ✓ **住宅**について、この**仕様基準に従って建築物の外皮性能基準・一次エネルギー消費量基準への適合を評価する場合、①の省エネ適判を受ける必要はありません**※。建築確認において、省エネに係る事項も含めて申請することで、一体的に確認を受けることができます。  
(注)仕様基準の内容、手続きについては後述。

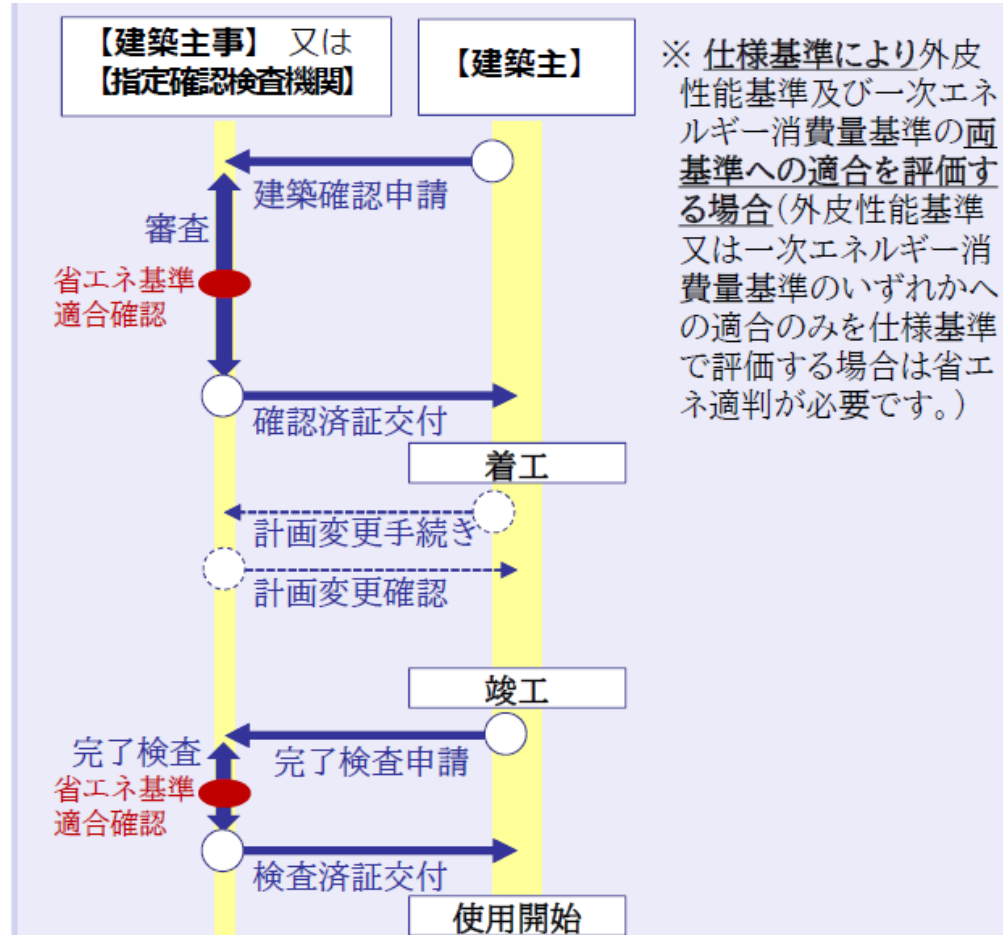
※**設計住宅性能評価**を受け、省エネ基準適合を確認する場合の**手続きの合理化を図る予定**です。

手続きの流れ 省エネ基準への適合確認手続きは、省エネ適判の必要性の有無で変わります。

## ■省エネ適判が必要な場合



## ■省エネ適判を要しない場合（仕様基準※）





## Point

- ・省エネ性能の評価方法は、「仕様基準（住宅のみ）」と「Webプログラム」「外皮性能の計算プログラム（住宅用）」が用意されています。
- ・仕様基準は簡単に評価できるものの、基準に定められていない仕様の省エネ性能は評価されません。一方、Webプログラム等は評価が比較的難しいものの省エネ性能を詳細に評価できます。

## 省エネ性能の評価方法と特徴

	住宅				非住宅	
評価対象	外皮性能（断熱性能）		一次エネルギー消費性能		一次エネルギー消費性能	
評価方法	仕様基準	外皮性能の計算プログラム	仕様基準	Webプログラム（住宅用）	Webプログラム（標準入力法）	Webプログラム（モデル建物法）
特徴	住宅の仕様で判断（計算不要）	住宅ごとに計算する精緻な評価方法	住宅の仕様で判断（計算不要）	住宅ごとに計算する精緻な評価方法	建築物毎に計算する精緻な評価方法	用途毎にモデル建物を用いて計算する簡易な評価方法
計算方法 入力方法	原則計算しない 住戸毎に仕様基準への適合確認	各部材の熱伝導率等により部位の外皮性能を計算	計算しない 住戸毎に仕様基準への適合確認	各住戸に設置する設備の性能/仕様をプログラムへ入力	設置する全ての設備の性能/仕様をプログラムへ入力	設置する全ての設備の性能/仕様をプログラムへ入力
省エネ適判の必要性	不要 一次エネも仕様基準で評価する場合 必要 上記以外の場合	必要	不要 外皮も仕様基準で評価する場合 必要 上記以外の場合	必要	必要	必要

## ■ 省エネ性能評価方法の注意事項

届出義務制度、説明義務制度で活用可能である「フロア入力法」「モデル住宅法」（住宅外皮評価）、「モデル住宅法」「簡易入力版Webプログラム」「特定建築主版Webプログラム」「気候風土適応住宅版」（住宅一次エネ評価）、「小規模版モデル建物法」（非住宅一次エネ評価）は、2025年4月（予定）の基準適合義務制度施行後は廃止されます。

原則	2024年1月1日以降に入居する場合、省エネ基準適合住宅以上の住宅であることの証明書が必要			
【新築住宅の場合】 控除率 0.7% 控除期間 13年	2022年	2023年	2024年入居	2025年入居
認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	5,000万円		4,500万円	
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円	
省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円	
省エネ基準に適合しない 「その他の住宅」	3,000万円		0円 (2023年末までに建築確認を受けた場合 借入限度額 2,000万円 (*))	
例外	以下の書類により以下の事実関係が確認できた場合、住宅ローン減税の適用対象 ●2023年12月31日までに建築確認を受けたこと ← 確認済証 or 検査済証で確認 ●2024年6月30日までに竣工済であること ← 登記事項証明書で確認 ※ただし、この場合の借入限度額は2,000万円、控除期間は10年			

長期優良住宅・  
低炭素住宅



所管行政庁が交付する  
**長期優良住宅認定通知書**  
**低炭素住宅認定通知書**

ZEH水準  
省エネ住宅・

省エネ基準  
適合住宅

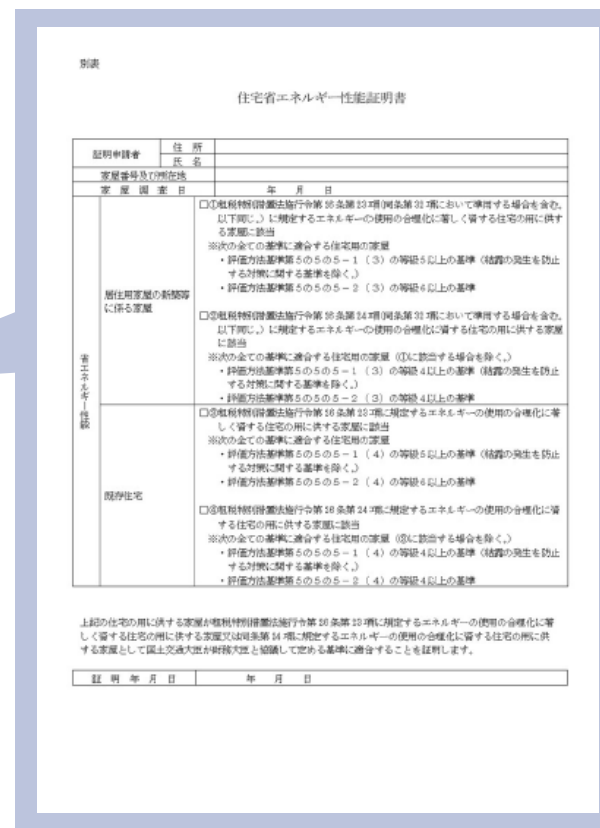


## [1]建設住宅性能評価書

※断熱等性能等級・一次エネルギー消費量等級双方の評価を行い、双方の評価がそれぞれの住宅の基準を満たすことが証明されているものに限ります。

## [2]住宅省エネルギー性能証明書

※BELSや設計住宅性能評価書だけでは証明書になりません。  
この証明書は建築士等（建築士や確認検査機関、住宅性能評価機関等）が発行できる書類です。  
設計図書・計算書での省エネ性能の確認に加え、工事がその通り行われているか工事監理報告書での確認が必要で、確認申請不要の場合など工事監理報告書が無い場合は現地の確認が必要です。





## 令和4年6月に改正した建築物省エネ法に関する制度等の周知を図るため

- ・消費者向けに、省エネ基準の適合義務化や省エネ住宅のメリットなどについて解説した漫画を作成。
- ・最新情報を国交省HPにて随時発信中。建築物省エネ法の各種制度、省エネ住宅・建築物への支援制度、省エネ性能の評価・審査に関する資料、広報用リーフレット類などを掲載。

**建築物省エネ法について**  
改正建築物省エネ法（【令和4年6月17日公布】）について、まとめています。

最終更新日：令和5年9月25日

**全ての新築住宅・非住宅に**  
省エネ基準適合が義務付けられます。  
※公布から3年以内に施行

最新情報

検索 **建築物省エネ法**

→「住宅:建築物省エネ法について - 国土交通省」  
<https://www.mlit.go.jp/jutakuentiku/shoenehou.html>

国土交通省  
2022年10月版

設計者・工務店の皆様へ

**2025年4月(予定)から  
全ての新築住宅・非住宅に  
省エネ基準適合が  
義務付けられます**

建築物省エネ法が改正されました(令和4年6月17日公布)

省エネ基準適合見直し3つのポイント

- 1** 原則全ての  
新築住宅・非住宅に  
省エネ基準適合が  
義務付けられます
- 2** 建築確認  
手続きの中で  
省エネ基準への  
適合性審査を  
行います
- 3** 2025年4月  
に施行予定  
です

※住宅・建築物の「省エネ基準」について  
省エネ基準とは、建築物が抱える省エネ性能の向上のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準であり、一次エネルギー消費量  
基準と省エネ基準からなります。省エネ基準の義務化に関する情報は、発行済国土省省令(建築物省エネ法)に基づいての適合性審査も各自  
が実施されます。

詳細は裏面をご覧ください

## 講習会：建築基準法・建築物省エネ法 設計等実務講習会

## 対象者

設計等の実務を行う建築士、建設事業者など

## 講習内容

- ・ 令和4年度改正法（建築基準法・建築物省エネ法）の概要説明
- ・ 2階建て木造一戸建て住宅に係る手続き、構造基準（壁量計算等）
- ・ 省エネ基準の解説及び申請図書の作成方法 ※筆記用具をご用意ください

## 開催時期・場所

2023年11月20日～2024年2月 全国47都道府県で開催  
会場・時間については専用HP (<https://www.shoene.org/>) でご確認ください

## 参加申込方法

- ① 専用HP (<https://www.shoene.org/>) からの申込み
- ② 10月中旬に発送したダイレクトメールのFAX申込用紙を利用

※お席に限りがあります。満席となり次第、受付を終了することがあります。

## オンライン講座

本説明会及び上記講習会について、オンライン講座として配信予定です。

法改正等について学べるオンライン講座 <https://shoenehou-online.jp/>

検索 建築物省エネ法 オンライン講座

## 制度・省エネ基準に関する問合せは

### 省エネサポートセンター

(一財) 住宅・建築SDGs推進センターで受付けています。

- 受付時間 平日9:30~12:00 / 13:00~17:30
- URL  
[https://www.ibecs.or.jp/ee\\_standard/faq.html](https://www.ibecs.or.jp/ee_standard/faq.html)
- メール  
(住宅) [hsupport@ibecs.or.jp](mailto:hsupport@ibecs.or.jp)  
(非住宅) [bsupport@ibecs.or.jp](mailto:bsupport@ibecs.or.jp)
- TEL 0120-882-177

※ご質問の前に上記URLのよくある質問と回答をご確認ください。  
※電話は混み合う事がありますので、なるべくメールをご利用ください。

## 設計・工事監理に関する問合せは

### 建築物省エネアシストセンター

(一社) 日本設備設計事務所協会連合会で受付けています。

- 受付時間 平日10:00~12:00 / 13:00~16:00
- URL  
<https://www.jafmec.or.jp/eco/#eco2>
- メール  
[assist\\_center01@jafmec.or.jp](mailto:assist_center01@jafmec.or.jp)
- FAX 03-5276-3537 TEL 03-5276-3535

※ご質問の前に上記URLのよくある質問と回答をご確認ください。  
※電話は混み合う事がありますので、なるべくメール、FAXをご利用ください。  
※上記サイトにて、省エネ計算を引受可能な設備設計事務所リストを公開しています。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律

2022年	4月	住宅性能表示制度	断熱等性能等級5、一次エネルギー消費量等級6の創設
	10月	住宅性能表示制度	温熱環境は断熱等性能等級と一次エネルギー消費量等級の必須化
		住宅性能表示制度	断熱等性能等級6、7の上位等級を創設（戸建住宅のみ）
	11月	建築物省エネ法の誘導基準	低炭素建築物と長期優良住宅の認定基準引き上げ
			フラット35S（ZEH）の新設、フラット35S省エネルギー性基準の見直し等
	11月	建築物省エネ法の仕様基準の簡素化、誘導仕様基準の設定、共同住宅の外皮評価見直し	
2023年	4月	住宅トプランナー制度に分譲マンションを追加	
		住宅性能表示制度	断熱等性能等級6、7の上位等級を創設（共同住宅追加）
		新築のフラット35適合証明に省エネルギー基準を要件化	
今ここ			
2024年	4月	フラット35S（ZEH）またはSのAプラン省エネルギー性能で新壁量等の基準要件化	
		建築物の販売・賃貸時における省エネ性能表示 再生可能エネルギー利用促進区域制度	
2025年	4月	原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け	



株式会社 ハウスジーメン

HOUSE GMEN ONLINESEMINAR